

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和7年11月28日

鳥取県立総合療育センター 院長 小枝 達也

1 業務概要

- (1) 業 務 名 鳥取県立総合療育センター医事業務
- (2) 業務内容 鳥取県立総合療育センター医事業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）による。
- (3) 業務期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
なお、契約締結日から令和8年3月31日までは準備期間とする。
- (4) 業務場所 鳥取県米子市上福原七丁目13番3号 鳥取県立総合療育センター
- (5) 予 算 額 金77,577千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
なお、各年度の委託料上限額は以下のとおりとする。
 - ア 令和8年度 金25,859千円
 - イ 令和9年度 金25,859千円
 - ウ 令和10年度 金25,859千円

2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に基づき鳥取県の指定公金事務取扱者に係る指定を受けている者であること。
なお、この公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、鳥取県の指定公金事務取扱者に係る指定を受けていない者は、指定公金事務取扱者指定要件確認依頼書（別添2）及び必要な書類を、令和7年12月5日（金）正午までに4の（1）の場所に提出すること。
- (3) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が「その他の委託等」の「健康診断・医療サービス」に登録されている者であること。
- (4) 令和7年11月28日（金）から同年12月25日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 令和7年11月28日（金）から同年12月25日（木）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (6) 法人等を設立して5年以上経過している者であること。
- (7) 他の病院施設等において医事業務を3年以上履行した実績があり、かつ、現在も医事業務を継続している者であること。

3 評価方法及び選定方法

鳥取県立総合療育センター医事業務委託業者選定プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において、企画提案書類及びプレゼンテーションの内容を、実施要領7の（2）に基づいて評価を行い、最も高得点を得た者を最優秀提案者として選定する。なお、同点の者が複数存在する場合は、審査会の協議によって最優秀提案者を決定する。

また、最優秀提案者以外の者についても総合得点順に順位付けを行う。

4 手続き等

- (1) 書類の提出先及び問合せ先
〒683-0004 鳥取県米子市上福原七丁目13番3号

鳥取県立総合療育センター事務部

電 話 0859-38-2155

ファクシミリ 0859-38-2156

電子メール sogoryoikucenter@pref.tottori.lg.jp

(2) 実施要領等の交付

実施要領等は、令和7年11月28日（金）から同年12月25日（木）までの間にインターネットの鳥取県立総合療育センターホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/sogoryoikucenter/>) から入手することとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和7年11月28日（金）から同年12月25日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 参加の意向

この公募型プロポーザルに参加する意向のある者は、令和7年12月18日（木）までに実施要領別添3「参加意向確認書」を（1）の場所に電話連絡の上、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出すること。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出方法

持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

イ 提出場所

4（1）に同じ

ウ 提出期間及び時間

令和7年11月28日（金）から同年12月25日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午後5時15分までとし、送付による場合は、同月25日（木）午後5時15分までに必着とする。

(5) プレゼンテーションの実施

最優秀提案者の選定に当たっては、参加資格等を審査した後、プレゼンテーションにより審査を行う。なお、プレゼンテーションの日時（令和8年1月20日予定）、場所、実施方法等は、提案者に別途通知する。

プレゼンテーションは、1者30分以内（プレゼンテーション20分、質疑10分）とする。

5 契約の締結

3により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、3により順位付けられた点数の上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

6 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 企画提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がされた企画提案書は無効とする。

(2) 参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

- ア 最優秀提案者に選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあつては提案者に帰属するものとする。
- イ 最優秀提案者に選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

- ウ 総合療育センターは提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(4) 企画提案書の取扱い

- ア 提出された書類は原則として返却しない。

- イ 入札参加者が提出する書類は鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）第 2 条第 2 項に規定する公文書に該当し、開示請求の対象となることがある。

- ウ 提出された書類は入札参加者に無断でこのプロポーザル以外の用途には使用しない。

(5) その他

- 詳細は、実施要領による。